

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年8月9日 11時20分ごろ
発生場所	大分県国東市東岸沖 国東港南防波堤灯台から真方位147° 1,540m付近 (概位 北緯33° 33.3′ 東経131° 44.9′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{レオ} Leoは、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年8月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Leo、5トン未満（長さ9.08m）
船舶番号、船舶所有者等	241-17297大分、有限会社ラグナ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	センターボードに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約77cm（国東港）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、大分県別府市所在のヨットハーバーに向け、福岡県北九州市所在のマリーナを出発した。</p> <p>本船は、船長が航海用電子参考図（new pec）を見ながら、自動操舵で機走とし、国東市東岸沖を南進していたところ、浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が携帯電話で118番通報を行った後、自然離礁したので、自力航行して別府市所在のヨットハーバーに入港した。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を航行するのが初めてで、本件浅所があることを知らなかった。</p> <p>船長は、航海用電子参考図（new pec）を見ながら航行すれば安全に航行することができると思い、事前に水路調査を行っていなかった。</p> <p>海上保安庁刊行の海図W1101には、国東市東岸沖に本件浅所や暗岩等が表示されている。</p>
分析	<p>本船は、国東市東岸沖を自動操舵で航行中、船長が、初めて航行する海域の水路調査を行っていない中、本件浅所の存在を知らずに航行を続けたことから、本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、航海用電子参考図（new pec）に本件浅所の表示がなかったことから、本件浅所に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が国東市東岸沖を自動操舵で航行中、船長が、初め

	<p>て航行する海域の水路調査を行っていない中、本件浅所の存在を知らずに航行を続けたため、本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、初めて航行する海域は、出航前に海図で水路調査を行い、岩礁や浅瀬の位置を事前に把握しておくこと。・ 小型船舶の船長は、航海用電子参考図（new pec）だけで航行しないこと。